１　口腔内装置調整
イ　口腔内装置調整１　120点
ロ　口腔内装置調整２　120点
ハ　口腔内装置調整３　220点
２　口腔内装置修理　234点
注１　１のイについては、新たに製作した区分番号Ｉ０１７－１－２に掲げる睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置の装着時又は装着後１月以内に製作を行った保険医療機関において適合を図るための調整を行った場合に、１回に限り算定する。
２　１のロについては、区分番号Ｉ０１７に掲げる口腔内装置の注に規定する歯ぎしりに対する口腔内装置、口腔粘膜等の保護のための口腔内装置、外傷歯の保護のための口腔内装置又はその他口腔内装置の調整を行った場合に算定する。
３　１のハについては、区分番号Ｉ０１７に掲げる口腔内装置の注に規定する顎関節治療用装置又は区分番号Ｉ０１７－１－４に掲げる術後即時顎補綴装置の調整を行った場合に算定する。
４　同一の患者について１月以内に口腔内装置調整を２回以上行った場合は、第１回の調整を行ったときに算定する。
５　２については、同一の患者について１月以内に口腔内装置修理を２回以上行った場合は、第１回の修理を行ったときに算定する。

Ｉ０１７－３　顎外固定
１　簡単なもの　600点
２　困難なもの　1,500点

Ｉ０１８　削除

Ｉ０１９　歯冠修復物又は補綴物の除去（１歯につき）
１　簡単なもの　20点
２　困難なもの　48点
３　著しく困難なもの　80点

Ｉ０２０　削除

Ｉ０２１　根管内異物除去（１歯につき）　150点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科用３次元エックス線断層撮影装置及び手術用顕微鏡を用いて根管内異物除去を行った場合に、手術用顕微鏡加算として、400点を所定点数に加算する。なお、第４部に掲げる歯科用３次元エックス線断層撮影の費用は別に算定できる。

Ｉ０２１－２　歯の破折片除去（１歯につき）　30点

Ｉ０２２　有床義歯床下粘膜調整処置（１顎１回につき）　110点

Ｉ０２３　心身医学療法
１　入院中の患者　150点
２　入院中の患者以外の患者
イ　初診時　110点
ロ　再診時　80点
注１　区分番号Ａ０００に掲げる初診料を算定する初診の日において心身医学療法を行った場合は、診療に要した時間が30分を超えたときに限り算定する。
２　入院中の患者については、入院の日から起算して４週間以内の場合にあっては週２回、入院の日から起算して４週間を超える場合にあっては週１回に限り算定する。
３　入院中の患者以外の患者については、初診日から起算して４週間以内の場合にあっては週２回、初診日から起算して４週間を超える場合にあっては週１回に限り算定する。
４　20歳未満の患者に対して心身医学療法を行った場合は、所定点数に所定点数の100分の100に相当する点数を加算する。

Ｉ０２４　鼻腔栄養（１日につき）　60点

Ｉ０２５　酸素吸入（１日につき）　65点
注１　使用した精製水の費用は、所定点数に含まれる。
２　人工呼吸と同時に行った酸素吸入の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれる。

Ｉ０２６　高気圧酸素治療（１日につき）　3,000点

Ｉ０２７　人工呼吸
１　30分までの場合　302点
２　30分を超えて５時間までの場合　302点に30分又はその端数を増すごとに50点を加算して得た点数
３　５時間を超えた場合（１日につき）
イ　14日目まで　1,140点
ロ　15日目以降　815点
注１　使用した精製水の費用及び人工呼吸と同時に行う呼吸心拍監視、経皮的動脈血酸素飽和度測定若しくは非観血的連続血圧測定又は酸素吸入の費用は、所定点数に含まれる。
２　気管挿管が行われている患者に対して、意識状態に係る評価を行った場合は、覚醒試験加算として、当該治療の開始日から起算して14日を限度として、１日につき100点を所定点数に加算する。
３　注２の場合において、当該患者に対して人工呼吸器からの離脱のために必要な評価を行った場合は、離脱試験加算として、１日につき60点を更に所定点数に加算する。

Ｉ０２８　削除

Ｉ０２９　周術期等専門的口腔衛生処置（１口腔につき）
１　周術期等専門的口腔衛生処置１　100点
２　周術期等専門的口腔衛生処置２　110点
注１　１について、区分番号Ｂ０００－６に掲げる周術期等口腔機能管理料⑴又は区分番号Ｂ０００－７に掲げる周術期等口腔機能管理料⑵を算定した患者に対して、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が専門的口腔清掃を行った場合に、区分番号Ｂ０００－６に掲げる周術期等口腔機能管理料⑴又は区分番号Ｂ０００－７に掲げる周術期等口腔機能管理料⑵を算定した日の属する月において、術前１回、術後１回に限り算定する。
２　１について、区分番号Ｂ０００－８に掲げる周術期等口腔機能管理料⑶又は区分番号Ｂ０００－９に掲げる周術期等口腔機能管理料⑷を算定した患者に対して、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が専門的口腔清掃を行った場合に、区分番号Ｂ０００－８に掲げる周術期等口腔機能管理料⑶又は区分番号Ｂ０００－９に掲げる周術期等口腔機能管理料⑷を算定した日の属する月において、月２回に限り算定する。
３　１について、注２の規定にかかわらず、区分番号Ｂ０００－８に掲げる周術期等口腔機能管理料⑶又は区分番号Ｂ０００－９に掲げる周術期等口腔機能管理料⑷を算定した緩和ケアを実施している患者に対して、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が専門的口腔清掃を行った場合に、区分番号Ｂ０００－８に掲げる周術期等口腔機能管理料⑶又は区分番号Ｂ０００－９に掲げる周術期等口腔機能管理料⑷を算定した日の属する月において、月４回に限り算定する。
４　２については、区分番号Ｂ０００－５に掲げる周術期等口腔機能管理計画策定料の注１に規定する管理計画に基づき、口腔機能の管理を行っている患者（がん等に係る放射線治療又は化学療法を実施する患者に限る。）に対して、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔粘膜に対する処置を行い、口腔粘膜保護材を使用した場合に、月１回に限り算定する。
５　２について、１を算定した日は別に算定できない。
６　周術期等専門的口腔衛生処置１又は周術期等専門的口腔衛生処置２を算定した日の属する月において、区分番号Ｉ０２９－１－２に掲げる回復期等専門的口腔